

# 7月は、オアシス運動強調月間です!

強調月間はオアシス運動をさらに推進させ、大人も子どももお互い  
にあいさつをかわすことで、明るく和やかな潤いのある家庭や、住み  
よい地域づくりを進めることを目的として実施します。

協力できる日と時間で結構ですので、**地域の皆さんもぜひご参加く  
ださい。**



## 校門での朝のあいさつ

**小学校** 2日、9日(火)  
**中学校** 4日、11日(木)  
実施時間 7時45分～8時15分

## 朝のあいさつ運動に参加しよう!

### 駅や役場前での朝のあいさつ

**須 恵 駅** 1日、8日(月)  
**新 原 駅** 3日、10日(水)  
**役 場 前** 5日、12日(金)  
実施時間 7時30分ごろ～8時ごろ

### 家の前や玄関先、通学路、 オアシス通りでの朝のあいさつ

**1日～19日(限定)**  
(毎週)月曜～金曜  
実施時間 7時30分～8時  
通学する時間帯

いいね!こどもあいさつ.. さすが!おとなあいさつ

須恵町教育委員会

## 令和元年度「心と体の発達」巡回教育相談

お子さんの現在の状況を正しく理解し、その能力や適性を十分に伸ばせるように、就学前児の保護者を対象に「心と体の発達」巡回教育相談を実施します。相談では、お子さんの心と体の発達状況について、心配していることや不安に思われていることについて専門家が相談に応じます。お子さんの発達を正しく理解することは、将来を考える上で大切なことです。この機会にぜひご相談ください。

- ▶ **日 時** 7月19日(金) 9時～16時30分  
※個人面談を行います。時間は、後日、申込者に連絡します。
- ▶ **場 所** 須恵町役場庁舎、または近隣の施設など(予定)
- ▶ **対 象 者** 就学前児の保護者
- ▶ **相談内容**
  - 日常生活で困っていること
  - 子どもの発達、発育障がいに関すること
  - 幼稚園などで困っていること
  - 入学に関することや心配なこと など
- ▶ **相 談 員** 特別支援学校の先生、巡回教育相談員
- ▶ **申 込 先** 子ども教育課
- ▶ **申込期限** 6月14日(金)まで

### 特別支援教育相談会のお知らせ

- 現在、小学生のお子さんがあるご家庭と、来春、小学1年生になるお子さんがあるご家庭を対象に、特別支援教育に関する相談会を実施します。  
「落ち着きがない」、「友だちと遊べない」、「ことばが遅れている」、「学習についていけないのでは」など、日ごろ、お子さんのことで心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。  
相談は、町内の小中学校の先生や専門の先生、子ども教育課の職員が対応します。
- ▶ **日 時** 8月2日(金) 13時30分～  
個別相談(1家庭30分以内)
- ▶ **場 所** アザレアホール須恵
- ▶ **申込期限** 7月11日(木)まで
- ※相談希望の人は、子ども教育課に相談申込書がありますので、ご記入の上、提出してください。

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線243)

☎ 問い合わせ先



## 6月は現況届の提出月です

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。  
これは、年度ごとに児童手当を引き続き受ける要件に該当するかを確認するためです。  
**現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。**  
申請方法は次のとおりです。

### 申請方法

- ▶ **申請先** 子ども教育課へ郵送または持参
  - ▶ **申請期限** **6月28日(金)まで**
  - ▶ **申請に必要な書類**
    - 現況届申請用紙(5月末までに郵送しています)
    - 印鑑
    - 健康保険被保険者証の写し(請求者が社会保険に加入している場合)
- ※児童と別居している場合などは、別途提出が必要な書類があります。
- ▶ **問い合わせ先** 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)

### 児童手当とは

児童手当は、児童を養育している人に児童手当を支給することで、家庭における生活の安定と児童の健やかな成長に役立てることを目的とした制度です。

須恵町に住民登録している人で、中学校3年修了前までの児童を養育している生計の中心者(養育者の中で、主に所得の高い人)が請求できます。

支給額は次のとおりです。ただし所得制限があり、所得制限を超えた場合は、特例給付として一律5,000円が支給されます。

3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上小学校修了前	10,000円(第1子・第2子)
3歳以上小学校修了前	15,000円(第3子以降)
中学生	10,000円(一律)
所得制限を超えた場合は特例給付	5,000円(一律)

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

例 次の4人の子どもを養育している場合(大学1年生、高校2年生、中学3年生、小学6年生)  
児童手当では、高校2年生の児童から第1子と数えるので、小学6年生の児童は第3子となり、通常10,000円の手当が15,000円になります。高校生の児童が卒業すると、小学6年生の児童は第3子に該当しなくなり、支給額は10,000円になります。

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額が改定されました

平成31年4月分の手当から月額が次のように改定されました。

### ●児童扶養手当(月額)

		変更前	変更後
第1子 本体額	全部支給	42,500円	42,910円
	一部支給	42,490円～10,030円	42,900円～10,120円
第2子 加算額	全部支給	10,040円	10,140円
	一部支給	10,030円～5,020円	10,130円～5,070円
第3子 加算額	全部支給	6,020円	6,080円
	一部支給	6,010円～3,010円	6,070円～3,040円

### ●特別児童扶養手当(月額)

	変更前	変更後
1級	51,700円	52,200円
2級	34,430円	34,770円

- ▶ **問い合わせ先**  
子ども教育課  
☎ 932-1459(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線273)